服務管理の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 市岡高等学校 | 　職務専念義務の免除について、要件に該当しないものを承認していた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 承認日 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 | 免除願の理由 |
| Ａ | 令和５年５月８日から同月11日まで | 午前８時25分から午後４時55分まで（全日） | 新型コロナウイルス感染症に罹患し、主治医より自宅待機を命じられたため。 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う教職員の服務について（通知）（令和５年５月２日　教職員室長）】職員が新型コロナウイルス感染症又は季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養するため病気休暇を申請するにあたっては、診断書の提出は不要とする。ただし、病気休暇の承認にあたっては、申請者が医療機関を受診のうえ、承認者は申請者に対し処方箋等の提示を求め、その内容を確認した上で行う。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年11月27日）